

第二十九 古言

井 上 毅

古言を吟味することは、一の歴史學なり、何となれば、太古の歴史は、何れの國に於ても事朦昧に屬し、當時の人の風俗思想は、筆記したる歴史の上のみにては、分りかねること多きものなるに、古き言葉は、古の人の風俗、思想を其儘に後の世に傳へて、數千歳の後より數千歳の古に遡つて、當時の有様をありありと想像せしむることが出来る。故に近世に於ては、古言を取調ぶることを、歴史學の一ツとして數へることになつた。諸言靈の幸ふ國と稱ふる我が御國の古言には、様々尊きことがある中に、私は一の上もなき價值ある有難き言を見出した。今晚は其の御話を申上げます。

太古人民が集合團結して、一ツの土地に住んだ。此の土地と人民との二の原質が組合ひたるものを名づけて國とはいふた。太古の初假に開闢といはんかに於て、右申す所の國を手に入れて、之を支配する働きを名づけて、昔の人は何と稱へたか。此の稱へ方に付いて國々に違ひがある。支那にては國を有つといふた。有つとは、物が物にし、我が領分にして、手に入る、ことで、即一ツの屋敷を手に入れた。或は一ツの山を我が物にしたといふと同じことの意味の文字である。書經に奄有四海といふ語がある。奄有とは、大きなものをおツかぶせて一ツに纏めて手に入る、心持で、成程四海は大きなものだによつて、之を手に入れたことを奄有すと名づけたものと見える。此の國を有つといふ言葉の成立は、國土國民を以て一ツの私有財産と見立て、その財産なる物質を我が物にしたといふ心持で、彼の中庸には富有天下ともいふてある。天下は一人の富とすべき財産ではない筈なり。されば何分穩ならぬ稱へである。故に支那の聖人は、有すといふ言葉を嫌つて、有天下而不與といふたこともある。不與といふことに有つといふことは、一句の言語の中に意味の矛盾があるといつても宜しい。其の後政治の學問が進んで、治國といふ言葉がある。又は經國とも

いつた此の治むるといひ、經するといふのは、亂れたる糸の筋々を揃へる心持で、稍精微なる言葉である。されども是は全く學問上より稱へたる名義とみえて、彼の國に自然に成立つたものではない。又降りて史記に爲「天下者不顧家」といつたなどは、天下を作爲するといふ至て野鄙の言葉を、其のまゝ用ゐたものと見える。

歐羅巴では國土を手に入れたことを何といつたか、一國を有つことの初に遡つて一國を占領すと名けた。此の占領するといふ文字は、(オッキューバイド)一ツには奪ふといふ意味を持つて居る。次に「ガワルンド」といふた、この「ガワルンド」といふことは、船の舵を取ることである。即ち支那で國を御するといひ、民を牧するといつたのと同じことで、國土人民を一の物質に見立てた意味から轉じたものである。

支那も西洋も昔の人の國土人民に對する働きの稱へは、頗る尾籠な名を付けたもので、その國土を、繩張をして、自身の私有領分にするといふことを目的とし、其の人民を一の品物と見て、手綱を付る。舵を取つて乗り治むるといふあしらしひをしたものである。是は尤の事で、太古の人は今の人の様に政治學の精密なる考へはなかつたのに相違ない。

諸御國に於ては、此の國土人民を支配することの考へを、何と名を付け何と稱へたるのであらふか。古事記に建御雷神を下し玉ひて、大國主神に問へらくの條に、汝之宇志波祁流葦原中國者、我子之所知國、言依賜とある。うしはくといひ、しらすといふ二の言葉が、御國の大昔の國土人民に對する働きを名けたる國語であつたものと見える。而して一ツはうしはくといひ、他の一ツはしらすと稱へたるには、必此の二ツの間に、差別があつたに相違ない。大國主神には、汝がうしはけると宣ひ、御子の爲には、しらすと宣ひた言は、此の二ツの言葉の間に、雲泥水火の意味の違つたことがあるに相違ない。うしはくといふ言葉は、本居氏の解釋に従つて、今の言葉に直して、領するといふことであつて、即ち歐羅巴人の「オッキューバイド」と稱へ、支那人の富有奄有と稱へたる意義と見える。此のうしはくと稱へたるは、一の土豪の所作であつて、土地人民を勝手に我が私有財産に取入れ居つた所の、大國主命のしわざを畫いたものである。正統の皇孫として、御國に照し臨み玉ふ所の大御業は、うしはくではない。是をしらすと稱へられた、其の後神日本磐余彥尊の御稱名をハツクニシラス天皇と稱へ奉り、世々の大御則に大八洲國知ろしめす天皇と稱へ奉るをば、公文式と

は爲されたり、即御國の御先祖傳來の御家法は國を知らすといふ言葉に存在して居といふことを考へなければならぬ、此の國を知り、國を知らすといふことは各國に例のないことで、各國に比較を取る見合せにする言葉がない、今國を知る、國を知らすといふことを本語の儘に支那の人、西洋の人に聞かせたならば、支那の人、西洋の人は、其の意味を了解することは出来ない、何となれば、支那の人、西洋の人々は、國を知り、國を知らすといふことの思想が、初より其の腦髓の中に存じないのである、書紀令に、治の字又は御の字をアテハメたるは、是れが私の申す、言靈の幸ふ御國のあら又譯てあつて、適當の意味にはかなはない、ゆる國言葉の中に、珍しい、有難ひ價值あることを見出したと申す所のものである、知るといふことも、今の人の普通に用ゐる言葉の如く、心で物を知ることであつて、内の心と外の物との關係をいひあらはし、而して内の心は外の物に照し臨みて、鏡の物を映す如く、知り明らむる心持の言葉に相違ない、西洋流に解釋して見ると、知るとは、無形的高尙なる心識の働きをあらはしたるものであつて、有つといひ占領すといひ、うしはくといへるは、有形的の物質上の意味をいひあらはしたるものである、ツンナ難問があるかも知れぬ、ソレハ其の物質は我物ではない、他人の物でアツタ歟といふ

ことは、理を以て物を兼ねたる完全なる言葉である、有つといひ、占領といひ、斯くいしはくといふは、物に偏したる不完全の辭である、と見なければならぬ、へば人が難じて太古の人にかくまで高尙なる考へはあるまいに、今の人の意思を以て附會したるならんといふでもあろうが、論より證據、大典にうしはくといふこと、知らすといふこと、二の言葉を向き合せて用ゐ、而して其のうしはくといひ、知らすといふ働きの字の主格に、玉と石ほどの差があるのを以て見れば、太古の人に、此の二ツの働きの意味に、千里の差別があつたに相違ない、その差別が無かつたら、此の一條の文章は、全く解釋は出来ない、

右の一段は私のお話しの本題としたる目的の古言の話しであるが、是よりは餘論ながら、國家の成立の道理、即近來の歐羅巴人の稱ふる所の國家學のあらましを轉じてお話し申ませう、歐羅巴人が、人民集つて國を爲すの初に遡り、太古の有様を想像して、色々の研究をなした今より百年前に行はれたる説は、國といふものは、上に立つ君と、下に居る人民との間の約束より成立たもの、早くいへば、一ツの會社であるといふた、近く五十年來、此の國は約束になるとの説を論駁するものあつて、全く誤謬なりとしたるは、今日は一般の學理上の是認する所の論となつた、而して近

來の新説にては、色々説もあるなれど、其の中の重立ちたる説は、國の始りは、小き村が集りて、一ツの大なる國を形造り、即一人の豪傑が多くの土地を占領して、一の政府にて支配したるもので、いひかへて見れば、征服の結果であるといふことを以つて、現今の勢力ある國家學の解釋としてある、この説は、君民契約の説に優ることはいふまでもないことなれども、然しながら、權利の本は勢力にあるといへる希臘流の意味が存して居る御國にては、兵力を以て征服するよりも、先第一着に天日嗣の大御業の源は、皇祖の御心の鏡で、天下の青人草を知ろしめして、力でない心で御支配遊ばして御心にかけられて、御世話を遊したといふことが、御國の國の成立の初めである、即御間城入彦五十瓊殖天皇の大御宣に、我皇祖天日光臨宸極者、豈爲一身乎、蓋所以司牧人神、經綸天下と仰せられたるが、取りも直さず國を知らすといふことの正しき解釋である、故に御國に於ける國家成立の原理は、君民の約束でない兵力の征服でない、一ツの君徳である、詩經に一人有慶兆民賴之といひたるは、よく肇國の君徳に基する有様を畫いたもの、孝德天皇の詔に、萬物之中、人是最靈、最靈之間、聖爲人主と仰せられたは、即人主神聖の徳と道との關係を示されたものである、故

に我國にては國の始りは君徳であるといふことが、國家學の開卷第一に説くべき動かない定論とすることが出来る、

御國の國の始りは、國しらすといふことであるからして、その原因より種々の結果を實際上に生じてある、第一は、歐羅巴にてかの國の歴史上の有様を尋ねて見ると、成程國は豪傑の人が私有として占領したものである、大きな富資財産として手に入れたものである、故に國を支配することを民法上の道理で、財産相續篇にある通のこととして考へた、そこで其の會長の人が無くなると、その子供が民法上の相續を行つた、即子供が三人あればその國を三つに分け居つた、かの歴史上に有名なフランクのシャールマン帝には、その廣大なる版圖を三人の子供に分けて、一は獨乙となり、他の一は佛蘭西となり、又他の一は西班牙となつて、歐羅巴の大陸の大亂の種を蒔いた、蒙古の相續法も、丁度同様のことであつて、元の大祖が廣大なる亞細亞の土地を三人の子供に分けて、支那の一部、蒙古の一部、印度の一部ときれぐに、した、是は歐羅巴では珍しからぬ事で、現に二百年前迄行はれて居つたが、二百年前の奧地利亞帝の聯邦各國との條約に、一國の相續は、一統の子孫に傳ふべきもので

あつて、數多の子孫に分割すべきものでないといふことを始めて明言した。是をかの國の近比の學者が學理的に説いて、昔の人は私法と公法との差別を知らず、國と家との別ちを知らず、一家の財産相續法を以つて、國土の相續に混雜したるものといつた御國に於いては、公法私法などの學理論は昔にあるべき様はないが神隨の自の道に於いて、天日嗣の一筋なることは、自然に定つて居つて、二千五百年前より一度もまちがつたことがない、又あやまつたこともない、神武天皇の御子は四柱ましましたれど、御嫡流の綏靜天皇、天津日嗣の御位に即かせられて、他の三柱の御子等に國土を分與へられたといふことは、すこしも見えない、歐羅巴の人が二百年前に辛うじて發明したる公法私法の差別は、御國には大昔より明かに定つて居る、是は何故ぞといへば、即御國をしらすといふ大御業は、國土を占領すること、全く公私の差別のあるからである。

第二に歐羅巴では君臨の事業を、一の私物私法として見立てたもの故に、君位並に君職に付いての入費は、手元の食邑財産の入額を持つて賄ひ居つたが、其の後段々入費がかさなるに従つて、始めて人民に調達金を相談して金額を獻納させて、君家

の食邑の入額の不足を補つた、是が歐羅巴の租税の始りである、是は昔のこのみならず、今も現に獨乙の中の小國には君家の入額の不足する時に、始めて租税を取るといふことを憲法に書いてある國もある、御國は右の如きまうことでない、國を知らず天職の道理が、初めより明らかであつた故に、君位君職に付いての入用經費は、天下全國に割負せて、是を租税チカラと名づけて、人民の義務として納むることであつた、ソレ故に、租税の源流が、御國では歐羅巴と全く出所が違つて居る、是は歐羅巴の歴史を讀むで見ると善く分ることであるが、歐羅巴の租税は、元來約束に成立つたものである、御國の租税は、君徳君職に屬したる人民の義務である、

右申す所の東西の間の二ツの大なる差別は、何がしからしめたかといふに、決して偶然ではないに相違ない、何れの國の歴史を讀んでも、千年後の有様は千年の昔に孕んで居る、是は原因結果の道理で、社會學の學理に照してまちがひないことである、私は太古の歴史にかこつけて、様々に敷衍して、附會の説を爲すことを好まないが、此の國をうしはくといひ、國をしらすといふことの差別に至つては、何分にも欺かれない、誣ふべからざるの事實であつて、而して二千五百年來の歴史上の結果に證

據立つるに、又他の國と全く雲泥の違ひがあるといふことは、誰人も否むことは出來ない、此の結果は、必や彼の原因に成立つたものに相違ない、御國の萬世一系は、恐れ多くも學問的に論すべきことにあらざれども、推して之を考ふるときは、その初に必一の種子があつたに相違ない、是を過ぎて以往は喋々多言を憚ります、故に諸君の判斷に任せませう、